

別紙 5

【薬効分類】 6 3 9 その他の生物学的製剤

【医薬品名】 精製ツベルクリン

【措置内容】 以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品添付文書の記載要領について」（平成9年4月25日付け薬発第606号局長通知）に基づく改訂（旧記載要領）】

下線は変更箇所

現行	改訂案
<p>禁忌 (新設)</p> <p>原則禁忌 <u>ツベルクリン反応検査においてツベルクリン反応が水ほう、壊死等の非常に強い反応を示したことがある者</u></p> <p><u>上記に掲げる者のほか、ツベルクリン反応検査を行うことが不 適当な状態にある者</u></p>	<p>禁忌 <u>ツベルクリン反応検査においてツベルクリン反応が水ほう、壊死等の非常に強い反応を示したことがある者</u></p> <p><u>上記に掲げる者のほか、ツベルクリン反応検査を行うことが不 適当な状態にある者</u></p> <p>原則禁忌 (削除)</p>

相互作用

併用禁忌

副じん皮質ホルモン剤

プレドニゾロン等

(軟膏の注射部位以外の局所的塗布を除く。)

併用注意

(新設)

相互作用

併用禁忌

(削除)

併用注意

副じん皮質ホルモン剤

プレドニゾロン等

(軟膏の注射部位以外の局所的塗布を除く。)